

※道路運送法第27条第1項

※運輸規則第38条第1項

実施月	指導・教育 項目
7	⑦事業用自動車を運転する場合の心構え ・事業用自動車の公共性と重要性、運行の安全確保、他の運転者の模範となる安全でマナーの良い運転の心構えを理解させる。 ⑥健康管理の重要性 ・メタボは生活習慣病の入り口であることを意識させる。 ・ドライバーは、長時間労働、不規則な生活、強いストレス環境など、メタボになりやすい職業であることを理解させる。 ②事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 ・日常点検で防げる事故もあり、点検のマンネリ化をしないように工夫させる。 ・ブレーキやタイヤはもちろんのこと、エンジンの調子に気を配らせる。 ③危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 ・危険の予測が上手にできる人＝事故を起こしにくい人、という事実を認識させる。 ・「動静不注視」という言葉の意味を理解させる。 ・見えている危険に対処することの重要性を理解させる。 ⑧乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 ・『急ブレーキをかけない運転』のためにできることを確認させる ④事業用自動車の構造上の特性 ・車高、車長、車幅、死角、内輪差及び制動距離等の確認 ⑪交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法 ・過労、睡眠不足、飲酒、慣れ、過信運転等交通事故の要因となる状態を理解させる。 ⑫安全性の向上を図るための装置を備える事業自動車の適切な運転方法 ⑤主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況 ・指示書の指示を守ることの重要性等をしっかりと認識させる。 ・実運行に基づく坂道の勾配などは、ドライバーから情報を収集することが良い。 ⑮ドライブレコーダーの記録を利用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有（第1回） ■その他 AED講習
12	①改善基準告知（労働法） ・拘束時間の意味を理解させる。 ・1日の運転時間の基本は、単純に9時間であることを周知させる。 ・連続運転時間4時間の制限について理解させる。 ⑨旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項 ・障害者や高齢者の立場に立って考えてみる ⑩運転者の運転適性に応じた安全運転 ・適性診断の結果に基づく運転者の特性を自覚させる。 ⑬非常用信号用具、非常口、消火器の取り扱い 各車に備え付けている非常用信号用具、消火器の使用期限の確認及び非常口の動作確認を行う。 ⑭ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転の指導 ⑮ドライブレコーダーの記録を利用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有（第2回） ■その他 ・年末年始の輸送等に関する安全総点検実施について 2024年12月10日（火）～2025年1月10日（金）
3	予備月

※物損事故等が発生した場合、その都度、ドライブレコーダーを用いて教育を行うこと。